

1
第1. 設問1 (1) アについて
2
1. 下線部アの主張は、使用者責任に基づく損害賠償請求権(民法 (以下省略) 715 条 1 項本文)に基づくものであ
3
ると考えられるが、かかる主張は認められるか。
4
(1) 使用者責任の根拠は、使用者は被用者を通じて、自己の事業を拡大し、多くの利益を上げていることから、
5
そこから発生する損害については責任を負うべきであるという報償責任と、また、使用者は被用者を通じて自己の
6
行為の範囲を拡大していることから、拡大させた危険についても責任を負うべきであるという危険責任にある。使
7
用者は使用者責任に基づく損害賠償請求が認められるためには、①使用者と被用者との間に使用関係があること、
8
②被用者が第三者へ加害をしたこと、③当該加害が事業の執行についてなされたこと、④被用者の行為が不法行為
9
の一般的成立要件 (709 条) を満たしていること、⑤使用者に免責事由がないこと (715 条 1 項但書) である。
10
(2) ①について、必ずしも雇用契約などが締結されている必要はなく、実質的な指揮、監督関係があれば足りる
11
ところ、本件ではAはBの従業員であることから、雇用契約などの何らかの関係があることは問題文から明らかで
12
あり、少なくとも実質的な指揮、監督関係があると認められるため、①を満たす。
13
②について、本件ではAの本件威嚇行為により、それから逃れようとしたCがハンドル操作を誤って勢いよく縁
14
石に乗り上げ、乙車を横転させてしまったことにより、使用者であるBと当該被用者であるA以外の第三者である
15
Dが重傷を負っていることから、②の要件も満たす。
16
③については、事業の執行についてなされたと言えるかについては、被用者の行為によって、使用者の社会的活
17
動が拡大されているという 715 条 1 項の趣旨に鑑みれば、客観的に事業の範囲内の行為ならば、相手方の信頼を保
18
護するためにも、③を満たすと解すべきである。一方で、事実行為による不法行為については相手方の信頼が問題
19
とならないところ、事業の執行を契機とし、これと密接な関連を有する行為と認められるのであれば、客観的には
20
使用者の危険の範囲内であったと認められることから、使用者は責任を負うべきと解することができる。
21
本件において、本件威嚇行為は、AがBの業務として、甲車を運転して片側2車線の道路を走行していた際に、
22
Cの運転する乗用車が急に車線を変更して甲車の直前に割り込み、Aがそれに対してクラクションを鳴らし続けて
23
Cに抗議したことを契機として起きていることから、事業の執行を契機として、これと密接な関連を有する行為と

1	認められ、③を満たす。
2	問題文から、Aは本件威嚇行為による本件負傷について不法行為による損害賠償責任を負うものことから、
3	④も満たす。
4	⑤について、BがAの選任及びその事業の監督について相当の注意をしたという事情なく、また、その相当の注
5	意をしても損害が生ずべきであったと言えず、免責事由は認められず、⑤も満たす。
6	2. したがって、㉠の主張は認められる。なお、後述の通り、賠償額の8割については減額される。
7	第2. 設問1 (1) イについて
8	1. 下線部㉡の反論は、Dの本件負傷については、Dの配偶者であるCにも責任があることから被害者に過失があ
9	ったとして、722条2項によって過失相殺がされるということに基づくものであると考えられるが、かかる反論は
10	認められるか。
11	(1) 722条2項の趣旨は、被害者にも過失があったときには、それを損害賠償額算定に斟酌するのが公平である
12	という損害の公平な分担にある。ゆえに、被害者とは、被害者のみならず、被害者と身分上ないし、社会生活上
13	一体をなすと認められる関係にある者の過失については、被害者側の過失として過失相殺を認めるべきである。
14	また、被害者と身分上ないし、社会生活上一体をなすと認められる関係をいつの時点を基準に判断するかについ
15	て、過失相殺の趣旨が、損害の公平な分担にあるのだから、後の事情変更によって、過失相殺の有無が変わること
16	は公平とは言えないため、不法行為時を基準に判断すべきである。
17	(2) CDは、令和6年4月上旬には、離婚(763条参照)に向けて協議がなされているが、本件事故の当時には、
18	CDに婚姻関係があったことから、身分上一体をなす関係にあったといえる。また、本件事故の当時にはCDは同
19	居し、かつ、家計も一にしていたことから、社会生活上一体をなす関係であったとも認められる。したがって、C
20	の過失は、被害者側の過失として、過失相殺が認められ、本件事故についてのCの過失割合は8割であることが問
21	題文から明らかであるから、過失割合8割の分が賠償額から減額される。
22	2. よって、㉢の主張は認められる。
23	第3. 設問1 (2) アについて

1	1. 下線部⑤の反論は、本件事故によって AC は共同不法行為者（719 条 1 項前段）として連帯債務者となり、債
2	権者である D が連帯債務者である C を相続したことによって、D の損害賠償請求権と C の損害賠償債務が同一人
3	である D に帰属し（520 条本文）、連帯債務者間の混同は絶対効（441 条、440 条）であることから、損害賠償債務は
4	消滅したということに基づくものであると考えられるが、かかる主張は認められるか。
5	まず、AC に、共同不法行為が認められるかが問題となる。
6	（1）719 条 1 項本文の共同不法行為が認められるためには、各人の行為が不法行為の一般的不法行為の成立要件
7	（709 条）を満たしていること、共同不法行為者間に客観的関連共同性、すなわち、社会的に見て数人の加害行為
8	が一体と認められる関係があることが必要である。
9	一般的不法行為の要件は、故意または過失、他人の権利又は法律上保護される利益の侵害、損害の発生、行為と
10	損害との間に因果関係が認められることである。
11	（2）C は、乙車を慌てて急発進させてハンドル操作を誤っており、少なくとも過失が認められる。また、D の身
12	体という他人の権利を侵害しており、これにより、本件負傷に係る損害を D に負わせていることから、他人の権利
13	を侵害、損害の発生、因果関係の要件も満たすことから、C に一般的不法行為の成立要件を満たしていると言える。
14	A は、本件負傷について、上述の通り、使用者責任に基づく不法行為責任を負う。
15	客観的関連共同性について、A の本件威嚇行為から逃れようとして慌てた C が乙車を急発進させたことにより、
16	ハンドル操作を誤って勢いよく縁石に乗り上げ、乙車を横転させてしまったという本件事故という一連の出来事に
17	よって、D は損害を負っている。そうすると、社会的に見て、AC それぞれの加害行為が一体となって本件事故を
18	起こしたと言え、客観的関連共同性も認められる。
19	したがって、AC は共同不法行為が認められ、AC は連帯債務者となる。
20	2. C が D を相続したことにより、損害賠償債務は混同により消滅するか。
21	被相続人の死亡（882 条）によって、配偶者（890 条前段）は、被相続人の一切の権利義務を承継するところ（896 条
22	本文）、C は令和 6 年 5 月 10 日に死亡しており、D は C 配偶者であったことから、C の義務である損害賠償債務に
23	ついて、D がこれを承継することになる。

1	また、債権者と債務者が同一人に帰属する場合、混同により、その債権は消滅するところ、本件での損害賠償請
2	求権の債権者であるDが債務者であるCを相続したことにより、本件損害賠償請求権は混同によって消滅すること
3	になる(520条本文)。
4	そして、連帯債務者間の一人に生じた混同は、全員に対して効力を有するところ(440条、441条)、混同によりA
5	がDに対して負っていた損害賠償債務も混同によって消滅することになる。
6	4. したがって、Aの負う損害賠償債務が消滅することから、Bの使用者責任も消滅することになるため、㊦の反
7	論は認められる。
8	第4. 設問1 (2) イについて
9	1. BとDとの間での求償を通して、本件負傷による損害をBとDとが両者の間で最終的にどのように負担するこ
10	とになるか。
11	(1) 442条1項は、連帯債務者の1人が弁済により、共同の免責を得たときには、他の連帯債務者に対して求償
12	ができるとしている。そのため、各自の負担割合に応じた額を求償することができる。
13	(2) 440条により、混同があったときには、その連帯債務者が弁済したものとみなされること、BはAの過失
14	割合である2割、DはCの地位を承継して8割であることから、Dは、Bに対し、442条1項の求償権に基づき、
15	本件負傷による損害のうち2割に相当する額を請求することができる。
16	2. したがって、本件負傷による損害をBとDは、求償を通じて、それぞれ2割、8割の割合で負担することになる。
17	第5. 設問1 (3) について
18	1. Dの請求は、本件和解契約(695条)に基づく履行請求であるところ、下線部㊦のBの反論は、Eの代理権授与は
19	弁護士法72条に違反するものであり、公序良俗に反して無効であるから、本人Dに効果帰属しないと主張するも
20	のであると考えられるが、かかる反論は認められるか。まず、代理(99条1項)について検討する。
21	(1) 有権代理が成立するために、顕名、代理人の有効な法律行為、当該法律行為に先立つ代理権授与が必要であ
22	る。
23	(2) Eは、Dを代理して、Bとの間で、本件委任契約を締結していることから、顕名を行っていることが考えら

1	れる。また、DはEに対し、Dを代理してBと和解することを報酬10万円で委任していることから、Eの和解
2	契約の締結という法律行為に先立つ代理権授与も認められる。
3	2. 本件和解が公序良俗に反し無効(90条)とならなことから、代理人Eによる有効な法律行為が認められないか
4	が問題となる。
5	(1) 弁護士法72条の趣旨は、「弁護士の資格のない者が、自らの利益のため、みだりに他人の法律事件に介入す
6	ることを業とすることを放置するときは、当事者その他の関係人らの利益を損ね、法律事務に係る社会生活の公正
7	かつ円滑な営みを妨げ、ひいては法律秩序を害することになるので、かかる行為を禁止するもの」と判例は述べて
8	いる。ゆえに、弁護士法72条に違反する和解契約は、当事者間の合意があったとしても、判例が述べる社会の法
9	律秩序を害するおそれがあることから公序良俗に反して無効になると解すべきである。
10	(2) 本件において、Eは弁護士資格がないことから、Dがこれに同意をしていたとしても、無効になる。ゆえに、
11	本件和解契約は無効である。
12	4. よって、本件和解契約は無効であることから、Dの請求は認められず、㊸の反論は認められる。
13	第6. 設問2アについて
14	1. 契約①の時点においてCは未成年であるから、Cは未成年者(4条)であり両親ABの親権に服することから
15	(818条3項本文)、Cが交換契約という契約①の法律行為(5条1項本文)をするには法定代理人ABの同意が必
16	要である。契約①は単に権利を得、義務を免れる行為(5条1項但書)にも当たらないので、Cの行った行為は取
17	消事由(5条2項)となる。AはBに契約①の取り消すつもりはないことを令和7年3月11日に伝えているが、
18	この連絡は共同の名義(825条本文)で行っていないことから追認(116条本文)に当たらない。そして、同年3月13
19	日、Bは共同の名義で契約①の取り消す旨を伝えており、DはAの許諾を得てしたものであると考えていることか
20	ら、悪意と言えず、これによって取消の効果が生じる(825条但書)。よって、契約①の時点においては、乙の所有権
21	変動は生じず、この時点では、乙の所有者はDである。
22	2. 契約②は、乙を所有していないCがEに売却したものであり、他人物売買(561条)であるから、契約②の効果
23	として、Dの追認がない限り(116条類推適用)、乙の所有権は移転しない。また、Eは占有改定(183条)の方法に

1	よって乙の引渡しを受けているが、占有改定は一般外観上従来の占有状態に変更が生ずるがごとき占有に当たらない
2	いことから192条でいう占有に当たらないので、Eが乙を即時取得することもできない。したがって、契約②の段
3	階においても、乙の所有権はDに帰属する。
4	3. 契約③も、乙を所有していないEがFに乙を売却しており、契約②の段階と同様に、Dの追認がない限り、乙
5	の所有権がFに移転することはない。もっとも、Eは、Fに対して指図による占有移転(184条)の方法によって乙
6	の引渡しをしており、乙がDの支配から離れたと言えるため、192条にいう占有を始めたと言える。ゆえに、契約
7	③の時点では、Fは即時取得の要件も満たすため。乙を原始取得することから、Dの所有権は消滅し、乙の所有権
8	はFに帰属する。
9	4. 契約④は、乙を目的物とする売買契約(555条)であるところ、Fは乙を所有していることから、契約④の効果と
10	して、乙の所有権はFからGに移転するため(176条)、契約④の段階では、乙の所有権はGに移転する。
11	5. したがって、以上の過程を経て、現在は、乙の所有権はGに帰属する。
12	第7. 設問2イについて
13	1. 請求2は、DがFに対し、不当利得返還請求権(703条)に基づき、35万円の支払いを求めていることが考え
14	られるが、かかる請求は全部又は一部認められるか。
15	(1) 不当利得返還請求の要件は、利得、損失、利得と損失の間に因果関係が認められること、法律上の原因がな
16	いことである。
17	(2) Fは契約④により35万円の利得を得ており、問題文からDは令和7年3月28日に所有権を再度失ってい
18	ることから損失も認められ、Fの利得とDの損失の間には因果関係も認められる。仮に契約④の段階で所有権をD
19	が失った場合、正義公平の観点からみて、財産価値の移動を正当なものとするだけの実質的、相対的な理由はない
20	ことから、法律上の原因がないと言え、不当利得の要件も満たす。利得者が利益をあげた場合に、その利益は社会
21	通念上損失者が運用してあげたであろうと認められる部分は現存利益として返還されるべきである。乙の適正価
22	格は30万円であり、契約④における代金35万円との差額5万円は、社会通念上必ずしもDが運用してあげた
23	とは言えず、Dの損失に当たらない。

1	
2	したがって、請求2は30万円の限度で一部認められる。
3	
4	
5	
6	
7	
8	
9	
10	
11	
12	
13	
14	
15	
16	
17	
18	
19	
20	
21	
22	
23	

以上